

安全管理規程の重要規定の法令化とひな形の充実に関するQ & A

ひな形の見直しについて

Q1 ひな形の見直しに伴い、安全管理規程を作成し直す必要があるのか。また、その期限はいつか。

ひな形の見直しについて

Q1 ひな形の見直しに伴い、安全管理規程を作成し直す必要があるのか。また、その期限はいつか。

ひな形の改正後は、事業者が作成している安全管理規程を変更・届出いただく必要があります。ただし、今回のひな形の改正は、令和6年10月（フェーズ1）と令和7年10月（フェーズ2）の2段階に分けて行うこととしていますが、フェーズ1の改正事項にあつては、事業者のご判断により、フェーズ2と合わせて安全管理規程を変更いただいても構いません。また、フェーズ2については、海上運送法の改正に係る経過措置適用期限の令和8年度末までの間であつて、事業の実施に必要な資格者を確保し次第、安全管理規程の変更を行っていただくことになります。